

第3章

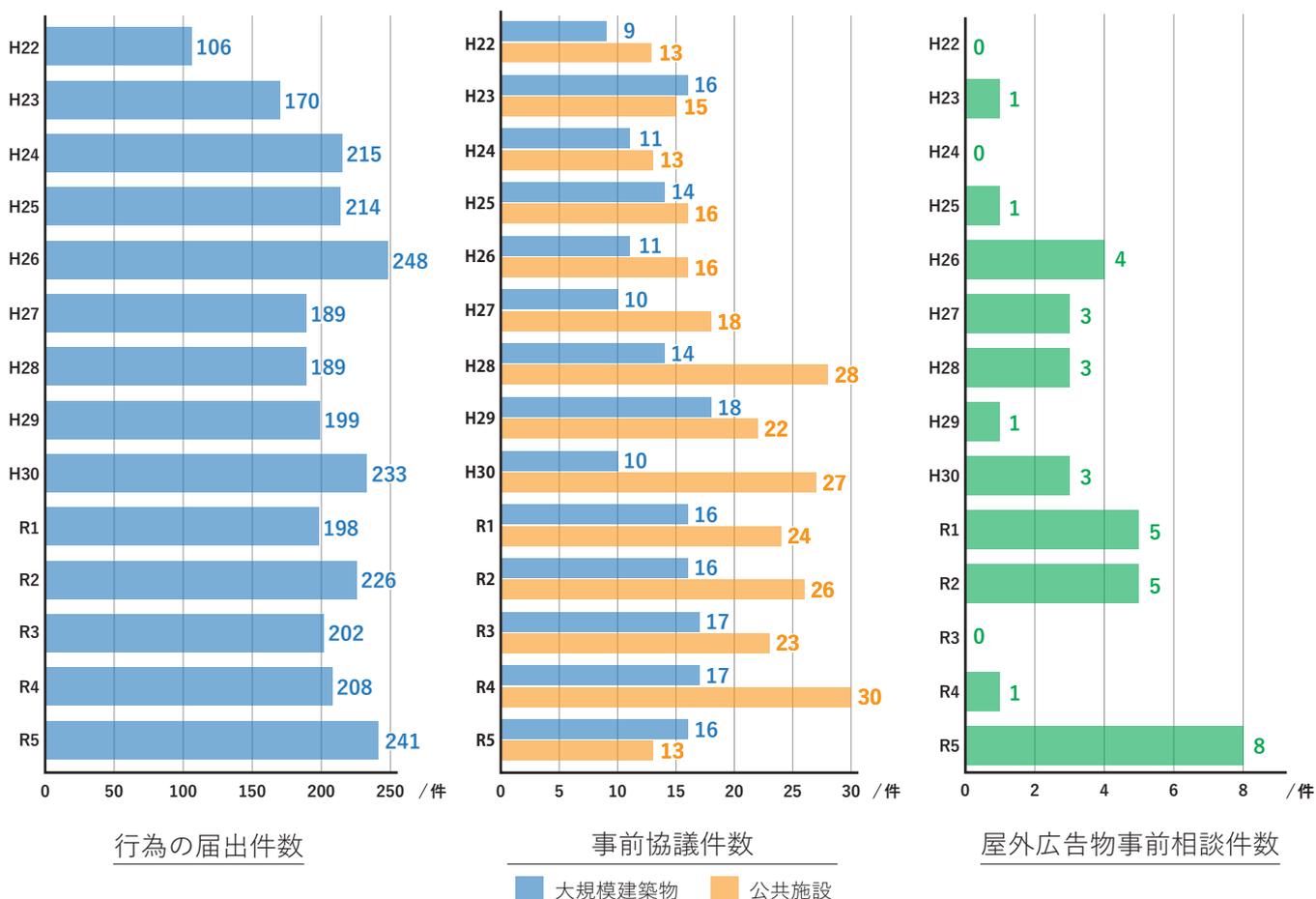
現状と課題



01

景観づくりの実績

区では、良好な景観づくりを推進するため、景観法による景観行政団体になる前から現在に至るまで、様々な取組を行ってきました。平成22年（2010年）より受付を開始した行為の届出、事前協議及び屋外広告物事前相談の件数やこれまでの景観に関する取組実績については、次のとおりです。



平成2年
/1990

2月 杉並「まち」デザイン賞の実施



第11回掲載「つきあたりのオアシス」

9月 大田黒公園周辺地区
景観まちづくりの取組開始
(平成4年(1992年)5月 地元による検討組織結成)

平成3年
/1991

10月 中杉通り沿道周辺地区
景観まちづくりの取組開始
(平成5年(1993年)7月 地元による検討組織結成)

平成5年
/1993

3月 区制施行60周年記念写真集
「杉並百景」の発行

平成7年
/1995

3月 杉並景観録の発行

平成8年
/1996

1月 大田黒公園周辺地区地区計画の都市計画決定



No.58「魚鐘」

平成20年
/2008

12月 杉並区景観条例を制定

平成21年
/2009

4月 景観法による景観行政団体になる

10月 杉並風景写真コンテスト実施

平成22年
/2010

4月 杉並区景観計画を告示
事前協議と届出の受付を開始
すぎなみ景観ある区マップ発行



入賞作品「樹々の中の大滝(区立蚕糸の森公園)」

7月 写真集「杉並風景写真コンテスト」の発行

平成24年
/2012

7月 景観協定を認可
「パークシティ浜田山(戸建地区)」

平成28年
/2016

6月 杉並区景観計画改定を告示(第1回)

9月 景観重要建造物(角川庭園の幻戯山房)を指定
景観重要樹木(坂の上のけやき公園のケヤキ)を指定

平成31年
/2019

3月 大規模建築物の優良な景観事例集の発行



参考事例「高千穂大学 体育館」

令和4年
/2022

11月 景観まちづくりニュースの発行

令和7年
/2025

4月 杉並区景観計画改定を告示(第2回)

景観づくりやその普及啓発を進めていく中で、オープンハウス型懇談会やアンケート調査などを実施し、区民等から、区の景観についての意見を伺いました。その一部を紹介します。

まちなみ



- 住宅街では景観よりも安全面や防災面が第一
- 無電柱化を進めてほしい
- 子どもやお年寄りが外に出たくなる景観があれば理想だと思う
- 街灯やフェンス、ガードレールなどが同系色であると統一感が出てよい
- 地域の歴史的建造物や歴史的景観を保全し生かした活動をしてほしい
- 統一感のある歩道にするだけで、街並みがぐっときれいになる
- 道路整備や区画整理を優先した方が景観が向上すると思う
- 安全な道路や電柱等のメンテナンスをすることで良い景観が保たれると思う
- 財政を考慮するとインフラに経費を投入しないでほしい
- 住宅街の近くに急に高い建物が建つと周辺との調和を図ることは難しいと思う
- 広い屋敷が売却されて樹木が切られてしまっている
- 建物の道路からの距離や建物同士の間隔が近く、歩いていて圧迫感がある
- 今はみどりも減り、ぎゅうぎゅうに家が建ち、同じような外観ばかり
- 高円寺や阿佐ヶ谷は今の雑多な雰囲気が魅力的で整えすぎると魅力が減ってしまう
- 大きく見苦しい広告は困るので、近隣住民の意見も聞いてほしい
- 歩道の路面補修をし、統一感のある道路を整備してほしい
- 空き家が多い街は景観も悪化するだけでなく、安全ではないと思う

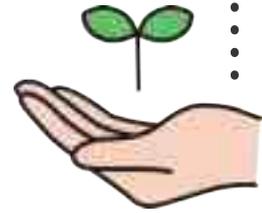
くらし

- ごみも落書きもなく、快適に暮らしている
- ごみ集積所の清掃に注力してほしい
- 街並みを美しく保つためには管理が大切
- 注意の張り紙ばかりが目立つ
- 中小の小売店が生き生きと商売ができるような環境に回帰してほしい
- 景観を楽しむ憩いのベンチを増やしてほしい



みどり

- 樹木の命を守ってほしい
- みどりは、気づいていないけど知らないうちに脳や心に安らぎを与えてくれている
- 公園はみどりが多いゆっくと座って楽しめるものにしてほしい
- 道に大きくはみだしている樹木があれば行政から所有者に指導してほしい
- 樹齢の長い樹木が伐採され続けており、もっと樹木を大切にしてほしい
- 公共の場で、みどりがあまり管理されていない地域が目立っている
- 区道にもっと樹木を植えてほしい
- 敷地が狭ければ、壁面緑化を進めてほしい
- 区の緑地に好きなものを植えてもいい権利があったら嬉しい
- 中央線沿線にもみどりをもっとあるといい
- 杉並には、生産緑地や屋敷林があり、緑に恵まれている
- 個人のみどりの管理を徹底してほしい



景観施策



- 景観づくりは、地域住民の意見を聞きながら進めてほしい
- 景観づくりの考え方を明確に示してほしい
- 意見ばかり聞くのではなく、まず考えを出すべき
- 区民参加型イベントを開催して、普及啓発をしてほしい
- 人により景観づくりに関する意見は異なるので、良いと思う意見が多い景観を皆に知らせてみてはどうか



200名以上の方にご協力いただきました。

その他ご意見については、P.154をご覧ください。

Q 美しいまちにするためには、 どのようなことをしたらいいと思いますか

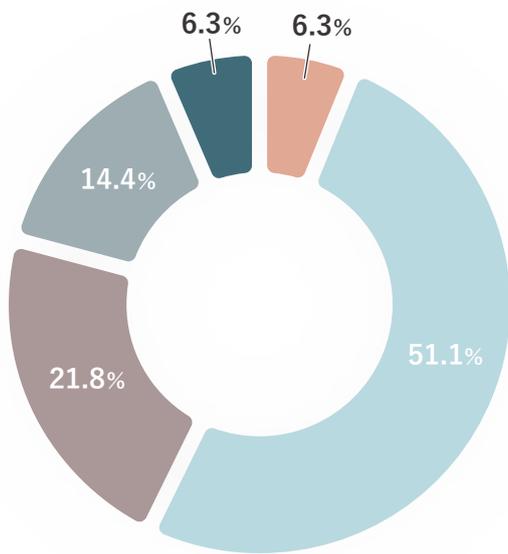
- 毎日ごみがないか確認したらいいと思います
- ポイ捨てなどをできないような雰囲気を作ってごみは家に持ち帰る
- たばこの吸い殻やごみのポイ捨てをなくして、掃除をしっかりすればよいと思う
- 一人ひとりが問題を解決することを意識して生活する
- 木がいっぱいあったほうがいい。カッコいいガラスのビルがいっぱいほしい
- 植物を大事にする
- もう使っていない家をこわして木を植える
- 最新の建物だけではなく、みどりがたくさん自然を少し感じられる町が美しい町だと思います
- 草などを生えないようにするスプレーをまくのをやめたり、一人一人が緑を大切にする
- 日本の花も、外国の花も取り寄せいろいろな年代の方々も美しいと感じる花壇を作ればよいと思います
- ポイ捨ての特にタバコなどが多分木に悪影響だったり、環境に悪影響だからポイ捨てをしづらいきれいな街を作ったらいいと思う
- 家全部に虹色を塗る
- ビルを建ててその下らへんに緑を植える
- 芝生の公園や、広い公園を作る
- 草や、木だけではなく色とりどりの花を植える
- 木は天然じゃなくて人口の木だったら葉っぱも落ちなくて穏やか
- 街路樹など木を植えると、季節を感じられるのでいいと思います。また、下に草花を植えると、花畑みたいで美しくなると思います
- 緑を増やしたり、壁の落書きなどを消したり、空き家などをできるだけ早く取り壊したり空き家になる前に対策をすると美しい街になると思います。
- 駅周辺は都心のように明るくカラフルでいいと思うけど少し離れたら緑があって落ち着ける場所があるといいと思う
- 建物がズラッと並んでいる町ではなく、家と家の間に少しずつでも木や花を植えたらみなさんがおっしゃる美しい町になると思います
- 地域の中の人とかに「うつくしいまち」とはどのようなことを考えているのかについて聞いてそれを実現できるように行動する
- 自然と人が共生できる街にするべき
- 自分で育てている花や植物などはなるべくちゃんと育てる
- 余計なことをしない
- いろいろな緑を植え多様な植物がいる町にする
- 外から来る人を増やす
- みどりのイベントなどを開き緑について考える場を作る
- ところどころにさりげなく緑があるかんじにする
- 僕は満足している
- まちの人と仲良くする



212名の方にご協力いただきました。

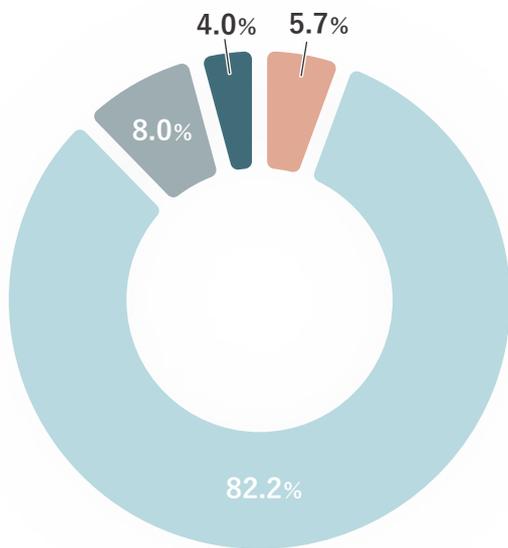
その他ご意見については、P.159をご覧ください。

令和5（2023）年度に行った杉並区区政モニターアンケートにて、174名の方に回答をいただいた集計結果を一部掲載いたします。



あなたは、あなたのお住まいの地域の景観に満足していますか。

- 満足している
- 不満がある
- だいたい満足している
- 不満がある
- どちらとも言えない



杉並区では、良好で美しいまちなみや景観をつくるため、これまでも条例を設置し、計画に基づき景観づくりを進めてきました。あなたは、区の景観づくりについてどのくらい関心がありますか。

- 景観づくりに非常に関心があり、区の実情についても知っている
- 景観づくりに関心があるが、区の実情まではわからない
- 景観づくりに関心はあるが、「景観」という言葉を聞いたことがある程度である
- 景観づくりに関心はない



地域の歴史や文化を生かしながら景観づくりを進めることは、そこに暮らす人々が郷土を今まで以上に意識し、「地域への愛着、誇り」をより強く持つことにつながるとともに、「ゆとり」や「潤い」、さらには、「生き生きとした快適な生活」をもたらします。

杉並区は、古くは農村地としてみどり豊かな地域でした。昭和に入り人口が増え、住宅都市として発展を続け、現在のまちなみが広がっています。昔からのみどりを継承してはいるものの、市街化は進み、古くから残るみどりやまちなみをそのまま残すことが難しい状況です。

また、景観に対する意見や価値観は「何が良好な景観か」、また、「目に見える眺めと機能のどちらを優先するか」といった観点から様々で、葛藤や相反するものもあります。例えば、「みどりを増やしてほしい」という声がある一方で、「樹木が道路にはみ出したり、落ち葉や虫が迷惑になる」という声があります。

また、道路が安全に整備されることを願って、無電柱化や区画整理を望む声もあれば、駅前の商店街が生み出す雑多な雰囲気を残してほしい、という声があります。

そのような中でも、互いに歩み寄り、美しさ、統一感、個性、安全、安らぎ、にぎわい、懐かしさといった多種多様な価値が織り交ざり、調和していくことで杉並らしい景観が形成されます。それらは、公有のものに留まらず、その多くが民間所有の土地や建物など、私有のもので構成されていきます。

良い景観を残し、生み出すためには、行政と区民、事業者がそれぞれの役割を担い協力すること、またそのことを広く伝え、意識を高めることが必要です。

現在残っているみどりを可能な限り保全するとともに、新たなみどりを創出し、時代の変化に応じた快適な生活とみどり豊かでその地域らしいまちなみの形成を区民とともに実現させるため、本計画では、4つの景観要素に対応した課題を設定し、よりよい景観づくりに取り組むこととします。



桃園川（高円寺南4丁目付近 大正9年（1920年））

1 生活的要素

市街地の景観形成に関する課題

住宅地の景観誘導やみどりの創出

住宅都市として発展してきた杉並区は多くの住宅が建ち並んでおり、住宅地によって区の景観は形成されているといっても過言ではありません。そのため、区民や事業者に向けて景観づくりの普及啓発を図るとともに、建築物等の更新などの機会を捉え、景観誘導やみどりの創出を図っていく必要があります。

近年は、農地や樹林地の宅地化や、敷地の細分化が進み、住宅地でみどりを十分に確保することが難しくなっています。このため、生け垣や花壇など道路沿いの緑化だけでなく、宅地内の草花や樹木の植栽、ベランダや窓先、壁面や屋上など、様々な空間を生かした緑化が求められます。

防災都市基盤の整備に合わせたまちなみ形成

首都直下型地震等の災害に備え、総合的な防災都市基盤の整備を推進していくことは、暮らしの安全を確保するための区が果たすべき重要な役割です。そのため、狭あい道路*の拡幅整備をはじめとした基盤整備による景観づくりに取り組んでいく必要があります。

商業地の景観形成と誘導

区には数多くの個性的な商店街があり、独自の景観をつくり出しています。商店街の休憩スペースや植栽は訪れる人々の心を和らげます。また、看板やデジタルサイネージ*などの広告物は景観にも大きく影響するため、まちなみの美しさを損なわないよう、周囲に配慮した色彩、デザインや規模にしていく必要があります。

2 自然的要素

自然と調和した景観形成に関する課題

水辺環境との調和

区には、善福寺川、神田川、妙正寺川のほか、玉川上水が流れており、その周辺を重点的に景観づくりを進める地区として定めています。そのため、河川等と周辺のみどりが調和した景観づくりを引き続き行っていくとともに、公園の周辺等については、みどりと調和したまちなみづくりに配慮していく必要があります。

生産緑地やみどりの減少の抑制

多くのみどりと共に住宅都市として発展してきた杉並区では、樹木等の保全が地域の良好な景観の維持、創出につながっていますが、近年は生産緑地*など、まとまったみどりの減少が課題となっています。豊かなみどりは、安らぎを与えるとともに、二酸化炭素の吸収にも役立ちます。地域の良好な景観をつくる樹木等の保全を図ることも必要ですが、ゼロカーボンシティ*を目指す観点から、新たなみどりの創出も重要な課題です。

公園などの憩いの空間づくり

公園など自然を感じられる広いスペースは、訪れる人に安らぎを与えます。区には多くの公園がありますが、新設・改修の際は専門家等の意見を聴きながら、良好な景観づくりを進める必要があります。

桃井原っぱ公園

災害時は周辺の消防署、警察署、病院等と連携した避難拠点となる

3 公共的要素

公的空間の整備に関する課題

道路や駅前の魅力の創出

生活に密接にかかわる道路は、幹線道路沿いの街路樹、道路のカラー舗装や無電柱化などによって、安全面と美しさを兼ね備え、歩いて楽しめる空間の創出につなげることが必要です。駅前、鉄道を利用して区を訪れる人の玄関口であり、まちの魅力を印象付ける大切な空間です。駅前広場にベンチや花壇を設置して、人々が集ったり休憩したりできる空間の創出も求められています。

こうした公共空間においても、区の魅力を創出するような良好な景観づくりを進めていく必要があります。

公共施設の景観誘導

区内には様々な公共施設が点在していますが、老朽化や区民ニーズの変化により、過去に建てられた多くの施設が、建替や改修、用途の変更等を必要としています。

また、特に学校や地域区民センターなど規模の大きな施設はまちの中でも人々の目に触れる機会が多く景観にも大きく影響します。

公共施設の建設や改修の際は、景観の専門家等からの意見を聴取し、周囲の景観に配慮するとともに、地域に長く愛着を持たれる施設として、地域の良好な景観づくりの先導的な役割を担っていく必要があります。

4 文化的要素

歴史と文化の継承に関する課題

歴史的資源の保全と活用

区内にある遺跡や寺社、文化財などの歴史的資源からは、区の歴史を色濃く感じることができず。歴史的資源を保全し、後世に引き継いでいくためには、その魅力を伝えていく普及啓発活動を進め、区民の関心を高めていく必要があります。

地域の個性や魅力を生かした景観づくり

区内には、東京高円寺阿波おどり等の文化的行事など、地域の個性を生み出す資源が数多くあります。駅周辺の商店街などの個性的な商業文化もそのひとつです。

こうした区固有の有形無形の資源を発掘・活用しながら、地域ごとの個性や魅力を生かした景観づくりを進めていく必要があります。





区役所屋上から見た区内展望（昭和28年（1953年）1月）



荻窪駅東側大踏切（昭和19年（1944年））

第4章

将来像と 基本理念



01 将来像

区の自然や歴史、文化を育んだみどり豊かな住宅都市を継承し、魅力あるまちなみを創出していくため、景観計画の基本目標は右記のとおりとします。

旧井荻村の整ったまちなみや阿佐谷の中杉通りのケヤキ並木などをはじめとする区の景観は、まちを良くしたいという人々の思いが、さらに多くの人々の気持ちを動かし、百年近くの長い年月をかけて創られてきました。この先百年後も、区が誇るべき自然や歴史、風土に培われた文化を育んだ、みどり豊かで美しい住宅都市としてあり続けるための景観づくりを推進していきます。

将来像の実現に向けては、杉並区総合計画に基づき、区民意向調査による「まちなみに美しさや落ち着きがあると思う区民の割合」を指標とし、令和12（2030）年度までに、この割合を90%にすることを目標として景観づくりに取り組んでいきます。

「杉並百年の景」
みどり豊かな美しい住宅都市



杉並区のまちなみに美しさや落ち着きがあると思う区民の割合

78.5%

79.8%

78.4%

90.0%

景観計画による将来像の実現に向けた景観づくりを進めていくために基本理念を定めます。

1 美しさと落ち着きのある まちなみを継承します

住宅都市である杉並区にとって、個々の住宅は、地域の景観を形成する重要な要素です。区民一人ひとりが、周辺との調和や連続性、緑化などに配慮し、低層住宅地*を中心とした住宅都市として、美しさと落ち着きのあるまちなみを共有の財産として継承します。

潤いと憩いの場となる 水とみどりの空間を創出します

2

区内を東西に流れる善福寺川、神田川、妙正寺川の3つの河川や玉川上水は、潤いのある身近な水辺の景観を形成しています。また、その周辺に広がる公園・緑地等は区民にとっての憩いの場となっています。これらを生かしていくために、河川沿いの公共施設の整備や住宅の建築などに当たっては、流域の良好な環境を守り、眺望が確保できるよう、水辺やみどりと一体感や連続性のある空間の創出を目指します。

3 個性豊かな地域の 魅力や特色を生かします

区内には、西武新宿線、J R中央線、東京メトロ丸の内線、京王井の頭線、京王線の5つの鉄道が走っています。各駅周辺には個性ある商店街が形成され、後背地には静かな雰囲気のある住宅地が形成されています。駅周辺ごとにあふれる魅力や特色を生かしながら、地域の実情に応じたその地域らしく暮らしやすい景観づくりを住民とともに進めます。

杉並らしさが生きる 歴史と文化を伝えます

4

各地域には、年間を通じて、住民が中心となった新旧様々なイベント、長い歴史のある地域のお祭りや伝統行事が開催されるなど、にぎわいや歴史・文化の景観が存在します。さらに、歴史を感じることができる建築物や自然があり、昔ながらの景観を今に残しています。こうした杉並の歴史と文化を感じられる景観を後世に伝えていきます。

第5章

取組方針



01 課題解決に向けた取組方針

以下の方針を立て、課題の解決に向けた取組を行います。

美しさや落ち着きのある まちなみへの景観誘導を行います

住宅の建築等を行う際には、景観計画に定めたルールに基づいて、周囲の景観と調和のとれたまちなみとなるように誘導します。住宅地における景観については、敷地・街区の状況に応じ、生け垣や植栽スペース等の設置など、敷地周りの緑化を誘導します。また、河川等周辺については、緑化の推進に加え水辺と調和した建築物を誘導するなど、水辺と周辺地域が一体となる景観を形成していきます。

近年、土地利用転換などによる大規模な共同住宅の建設が増えています。こうした大規模な建築物は周囲に与える影響も大きいことから、建築物の外観や色彩、緑化等について、専門家の意見を聴きながら景観づくりを進めます。

これら景観形成を図るうえでは、区民、事業者の理解を深めることが大切であり、景観への理解や関心を高めるため、制度の周知を図ります。

みどりの保全と創出を図ります

豊かなみどりは人々に潤いと安らぎを与えてくれます。また、グリーンインフラ*の整備を進めることによって、生物多様性*の維持・確保や水害・浸水対策の機能向上など、自然環境が持つ多面的な効果を生かすことができます。区の豊かなみどりを継承していくために、みどりに関する施策との連携を図るとともに、既存樹木の保全を促します。

住宅地におけるみどりの創出を図るため、みどりに関する普及啓発をみどりの施策と連携して行います。

歴史と文化を後世に伝える 景観資源を保存・活用します

魅力ある公的空間を形成します

幹線道路沿道については、耐震化・不燃化、街路樹などのみどりの育成を行うことで、延焼遮断帯*やみどりの軸を形成するとともに、商業・業務施設と住宅が調和する魅力的な景観形成を図ります。

駅周辺の景観については、交通拠点である駅及び駅周辺を核とした多心型拠点の形成を図るまちづくりを進めており、駅前に人々が集い、憩えるような空間を創出するなど、各駅周辺の特色や魅力を生かしていきます。

また、区内には多くの区立施設や、公園、河川、道路などの公共空間が広がります。こうした区立の公共施設を整備する際には、専門家等の意見を聴きながら、より魅力ある景観形成を図ります。

さらに、地域の景観に対して大きな影響を与える公共施設を「景観重要公共施設」として指定し、地域の良好な景観との調和を図っていきます。

区内には、歴史ある建築物や、地域の象徴ともいえる樹木があります。こうした建築物や昔から地域に親しまれた樹木などは、区の大切な景観資源として後世に残していくために、景観法に基づく「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の制度を活用します。

また、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」は、区内外にも紹介をし、区の観光資源としての活用を図ります。

第6章

景観法令による 行為の規制・誘導



美しさや落ち着きのあるまちなみへの景観誘導、魅力ある公的空間の形成を先導するためには、一定の規制・誘導が欠かせません。効果的に規制・誘導を行うため、市街地の特性に応じた景観形成基準を定め、行為の届出や大規模建築物及び公共施設の事前協議、屋外広告物の事前相談を行い、良好な景観づくりを進めます。



区には、神田川、善福寺川、妙正寺川の3河川のほか、ありのままの自然を可能な限り残し、公園となっている玉川上水が流れています。各河川沿いにはみどりが広がり、水とみどりの潤いのある景観は、区の景観構造の主要な骨格となっています。また、まちの景観は、ゆとりある住宅地やにぎわいを感じられる商業地など、地区によって様々な特性を持って形成されています。

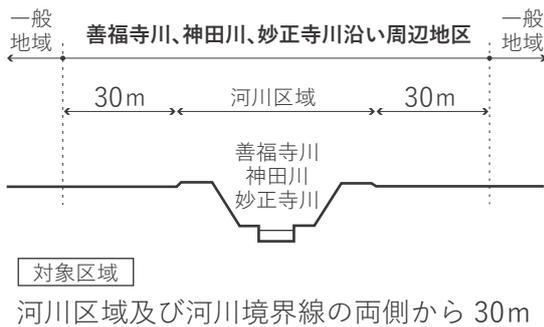
これら市街地の特性を以下のとおり区分し、目標や方針とそれに対応する景観形成基準を定めることで、その地区に即した良好な景観づくりを進めます。

市街地特性に応じた地区区分とその区域

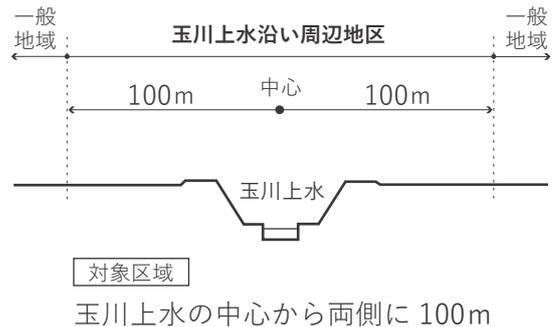
1 水とみどりの景観形成重点地区

東京都景観計画で定める神田川景観基本軸及び玉川上水景観基本軸の指定、景観づくりの方針及び基準を継承

善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区



玉川上水沿い周辺地区



2 一般地域

「1 水とみどりの景観形成重点地区」以外の地域

住宅地系

低密度住宅地

対象区域

容積率 100% 以下の用途地域が指定された区域

中低密度住宅地

対象区域

低密度住宅地及び商業地系の対象区域を除く地域

商業地系

駅周辺等の商業地

対象区域

幹線道路沿道を除く商業地域、近隣商業地域が指定された地域

幹線道路沿道

対象区域

幅員が概ね 15m 以上の幹線道路沿道で用途地域が路線式指定された区域

1 水とみどりの景観形成重点地区

善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区



玉川上水沿い周辺地区



玉川上水のみどりと一体となった
厚みと広がりのある空間

武蔵野のみどりに適した樹種

景観特性

川沿いの緑地には、善福寺川緑地、和田堀公園などを中心とした区を代表するまとまったみどりとオープンスペース*があり、季節を感じさせ、住宅地の中に潤いをもたらす自然があります。

河川管理用通路などを利用した遊歩道が整備され、魅力ある歩行空間となっている地域があります。

河川沿いには、桜並木が多く、桜の名所となっています。

玉川上水は、江戸時代の優れた水利技術で作られた土木施設であり、遺構が現在も使用されている例として歴史的価値が高く、文化財保護法に基づく国の史跡指定を受けています。

玉川上水沿いの樹木や周辺のみどりは、武蔵野の面影を伝え、都市の生活に寄与する貴重な環境資源となっています。

目標

区の中央部を流れる善福寺川、神田川などの河川は区を代表する景観資源です。みどり豊かな河川沿いの水辺空間を大切に育てながら、水とみどりを一体的に連続させ、季節感と潤い及び地域の歴史が感じられる景観形成を図ります。



神田川

方針 景観法第8条第3項

水とみどりの一体感が連続して感じられる河川景観を形成します

河川沿いや河川内での緑化を積極的に推進し、護岸や堤防の硬い表情を和らげ、河川景観に潤いと景観の連続性を生み出していきます。

川の流れに表情を加えることは、河川景観に変化と彩りを加え、魅力的な空間をつくる効果があります。河床に水生植物を植えて、生物が住みやすくなるよう工夫したり、水の流れに表情の変化を加えたりすることにより、水とみどりが一体感を持った景観を形成することに努めます。

新たな沿道の整備を行う場合には、グリーンインフラ*を活用し、景観向上や環境保全等の機能を持たせ、適切に維持していくよう努めます。また、自然環境の保存に努め、その自然を眺望できる場所を設けるなど、自然と身近に触れあうことができる環境整備を図ります。

みどり豊かな川沿いの歩行空間を創出します

川沿いの歩行空間は、川を眺望することのできる場所であり、川の趣を感じることでできる親水空間でもあります。建築物の配置は、川の景観と一体的に検討し、景観に配慮した川沿いの空間を確保することに努めます。

緑化を促進し、誰もが利用しやすくみどり豊かで連続的な歩行空間を創出するよう努めます。

川と川沿いの地域が調和したまちなみ景観を形成します

川沿いに新たに建てる建築物などは、川を意識した意匠*とするため、その顔を川側に向け、配置や外装材を川と違和感のないものとするなど、川と周辺地域が一体となるようにまちなみ景観を形成していきます。

玉川上水では、地域のシンボルである上水の樹木が、良好なまちなみの背景となるよう意識し、地域のまちづくりに寄与するよう努めます。



2 一般地域

低密度住宅地



目標

ゆとりある戸建住宅や周辺環境と調和した共同住宅の立地するみどり豊かな低層住宅地*を基本として景観形成を図ります。

方針 景観法第8条第3項

まちなみに潤いを与えます

生け垣や塀の緑化により道路沿いのみどりを育みます。

敷地内の小さなスペースにもみどりを取り入れます。

現在ある樹木の確保に努めます。

良好な住環境を整えます

道路と敷地境界との間に、ゆとりの空間を整えます。

駐車場や設備類は目立たないように工夫をします。

太陽光パネルは設置位置や色など、景観を損なわないような工夫をします。

住宅団地の更新の際は、道路・公園などの公共施設の整備や防災空間としてのまとまりのあるオープンスペース*の確保に努めます。

敷地内にごみ・資源の保管場所を設置する場合は、目立たないように工夫をします。

周辺のまちなみとの調和を図ります

外壁は長大な壁面を避けるなど、視線が抜ける工夫をします。

周辺の建物と調和した外壁の色やデザインを工夫します。

景観形成基準はP.85～92参照

中低密度住宅地

目標

みどりを増やし、安全で便利なまちを目指し、中層又は低層の共同住宅を基調とした落ち着いたのある住宅地として景観形成を図ります。

方針 景観法第8条第3項

まちなみに潤いを与えます

生け垣や塀の緑化により道路沿いのみどりを育みます。

敷地内の小さなスペースにもみどりを取り入れます。

現在ある樹木の確保に努めます。

良好な住環境を整えます

配置の工夫により、道路と敷地境界との間の空間の確保に努めます。

駐車場や設備類は目立たないような工夫をします。

太陽光パネルは設置位置や色など、景観を損なわないような工夫をします。

住宅団地の更新の際は、道路・公園などの公共施設の整備や防災空間としてのまとまりのあるオープンスペース*の確保に努めます。

敷地内にごみ・資源の保管場所を設置する場合は、目立たないような工夫をします。

周辺のまちなみとの調和を図ります

外壁は長大な壁面を避けるなど、視線が抜ける工夫をします。

周辺の建物と調和した外壁・屋根の色やデザインを工夫します。

景観形成基準はP.85～92参照

周辺の建物と調和した外壁・屋根の色やデザイン

駐車場や設備類は目立たないように工夫



生垣や塀の緑化

道路と敷地境界の間に空間の確保

小さなスペースにもみどりを取り入れる

駅周辺等の商業地

1、2階部分への商業施設入居を誘導

周辺の建物と調和した色彩やデザイン

壁面の位置や軒高を揃える



みどりを取り入れる工夫

看板や広告は落ち着いたデザイン

十分な駐輪・駐車スペースの確保

目標

駅周辺の商店街に代表されるにぎわいと活力を感じられるまちなみの景観形成を図ります。

方針 景観法第8条第3項

にぎわいを演出します

1、2階部分への商業施設の入居誘導に努めます。

壁面の位置や軒高をそろえます。

敷地内にごみ・資源の保管場所を設置する場合は、目立たないような工夫をします。

楽しく安心して買物できる空間を整えます

配置の工夫により空間を確保し、みどりを取り入れることに努めます。

十分な駐輪・駐車スペースの確保に努めます。

ベンチを置くなど、休憩スペースの確保に努めます。

周辺のまちなみとの調和を図ります

周辺の建物と調和した色彩やデザインを工夫します。

看板や広告物の集約に努め、落ち着いたデザインを基調とします。

景観形成基準は P.85～92 参照

幹線道路沿道

目標

沿道のにぎわいと街路樹のみどりの調和を大切にしながら、ゆとりと落ち着きの感じられるまちなみの景観形成を図ります。

方針 景観法第8条第3項

まちなみに潤いを与えます

道路側にみどりを取り入れ、街路樹と一体となった厚みと広がりのあるみどりを育てます。

敷地内の小さなスペースにもみどりを取り入れます。

街路樹のみどりと調和したデザインとします。

良好な住環境を整えます

配置の工夫により、道路と敷地境界との間の空間の確保に努めます。

駐車場や設備類は目立たないような工夫をします。

敷地内にごみ・資源の保管場所を設置する場合は、目立たないような工夫をします。

ゆとりある空間を整えます。

周辺のまちなみとの調和を図ります

周辺の建物と調和した色彩やデザインを工夫します。

中高層の共同住宅や事業所ビルなどは、後背の低層の住宅地に対して段階的に階数を減ずるなど、後背の低層の住宅地になじむ建築形態とします。

看板や広告物の集約に努めます。

景観形成基準はP.85～92参照



周辺の建物と調和した色彩やデザイン

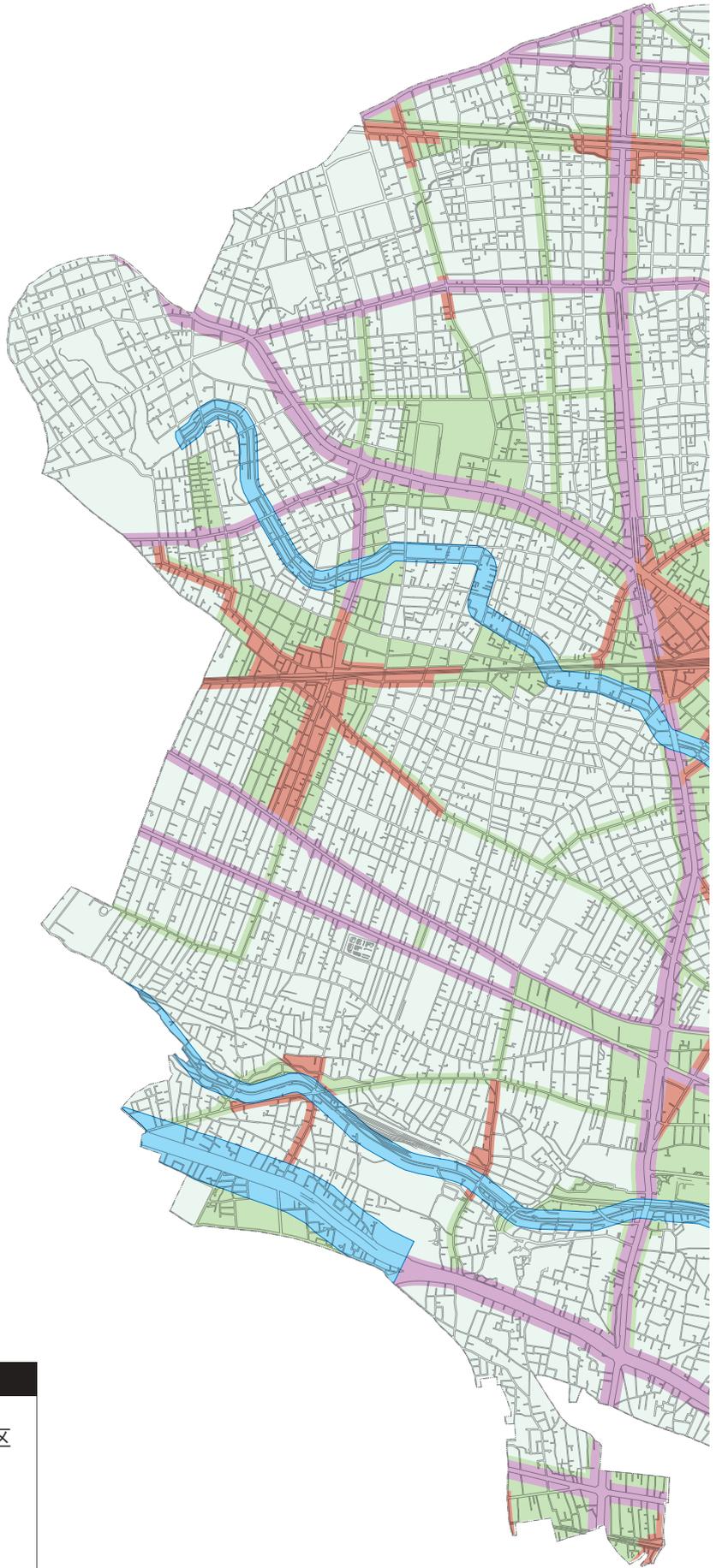
看板や広告物の集約

街路樹と一体となった
厚みと広がりのあるみどり

小さなスペースにもみどり

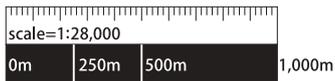
街路樹のみどりと調和したデザイン

道路と敷地境界との間の空間の確保

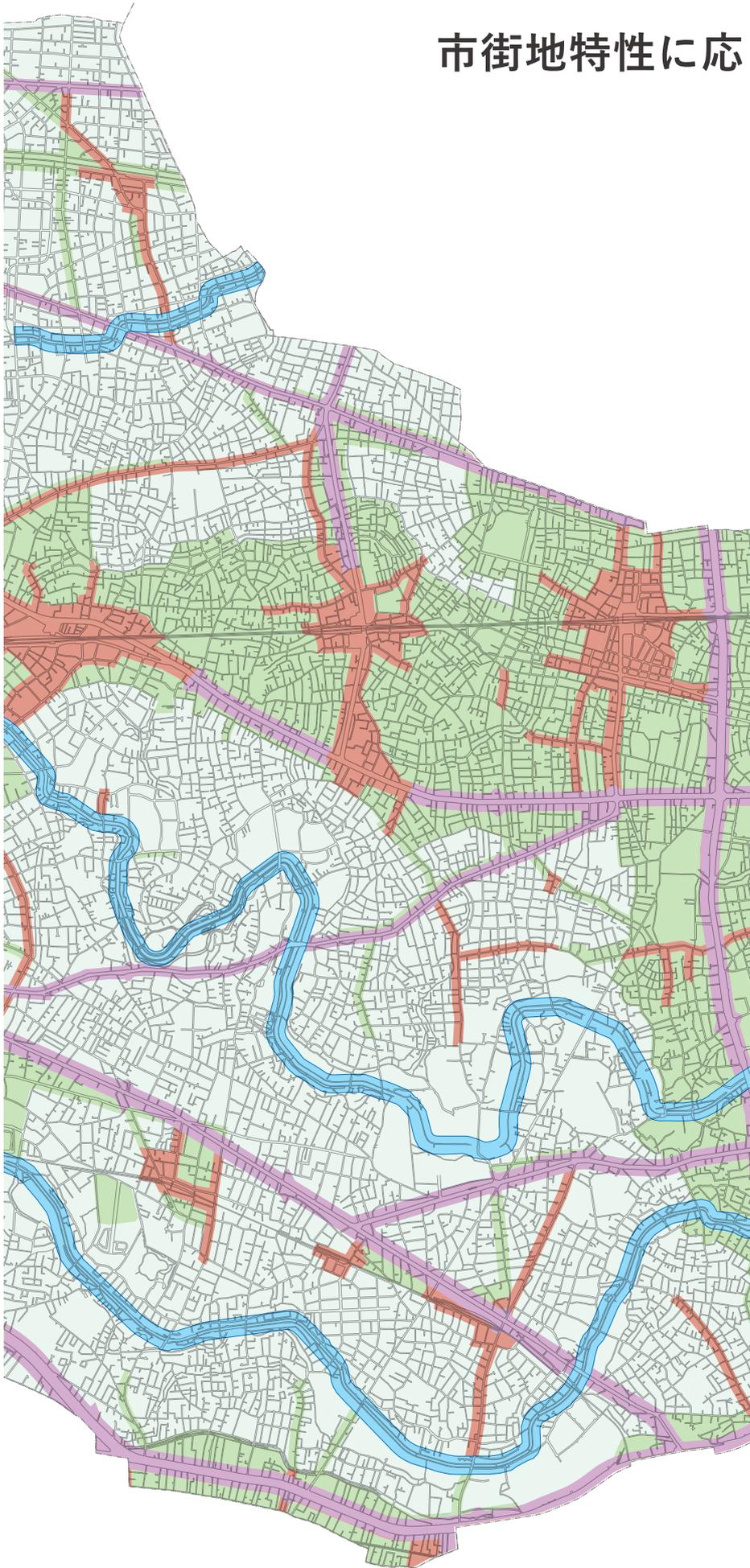


凡例

- 水とみどりの景観形成重点地区
- 低密度住宅地
- 中低密度住宅地
- 駅周辺等の商業地
- 幹線道路沿道



市街地特性に応じた地区区分図





区役所と青梅街道（昭和 39 年（1964 年））



区役所近辺の空撮（昭和 46 年（1971 年）8 月）